

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

被扶養者の認定種別確認及び資格確認結果等について（通知）

令和3年7月5日付け公共高第200号で通知し実施しました「被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）」につきまして、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今回実施した結果及び来年度の検認の注意点について、下記のとおり通知しますので、組合員への周知等をお願いいたします。

記

1. 今回の検認結果等について

今回の検認においても遡って認定取消となる事例が見受けられました。遡って認定取消となった場合、取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用したときは、共済組合に医療費を返還していただきます。

今後も被扶養者の収入等については特に注意していただき、**被扶養者の要件を欠いたことが確認できた際は、速やかに取消手続きを行ってください。**

【今回の検認で認定取消となった主な事例】

（1）アルバイト、パート等の収入基準額（月額・年額）を超えたため

①複数の勤務先がある場合

複数の給与収入を合算すると、3か月連続で基準月額を超えたため、取消となりました。
⇒複数の給与収入がある場合は合算して確認してください。

②3か月連続で基準を超えた場合

3か月連続で基準月額を超えていたが取消手続きを行っていなかったため、遡って取消となりました。⇒毎月の収入について確認してください。

③3か月連続で基準月額を超えないが、12か月の合計が基準年額を超えた場合

12か月の合計額が基準年額を超えていたが、取消手続きを行っていなかったため遡って取消となりました。
⇒ここでの年額は毎年1月から12月までということではなく、どの月を基準としても向こう12か月間をいいます。毎月、基準年額を超えていないか確認してください。

（2）年金（公的年金、私的年金等）の支給が開始されたため

公的年金のほかに、私的年金（個人年金や財形年金）の収入があり、すべての合計が基準額を超えていたため取消となりました。被扶養者の認定基準となる年金には、所得証明書

に記載されない遺族・障害年金の非課税所得も含まれます。

また、公的年金受給者でパート等の収入がある場合、月額15万円以上の収入がある月が3か月連続していたため、取消となった事例もありました。

⇒特に、私的年金について組合員が把握していなかったため、今回の検認で判明し、遡って取消となりました。60歳以上の公的年金受給者の基準年額は180万円未満ですが、私的年金のみ受給されている方の基準年額は130万円未満となります。

被扶養者が受給している年金の種類や金額等については必ず把握しておいてください。

(3) 事業所得がある場合

事業、農業等の収入については、**所得税法上の所得ではなく、総収入のうち共済組合で必要経費として認めている経費(※)を控除した額を収入として取り扱います。**

そのため、確定申告書上の所得金額は130万円（または180万円）未満であっても、共済組合で認めている経費のみを控除した結果、認定基準額を超えていたため、取消となりました。

※公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>(手引1)組合員資格からご確認ください。

⇒確定申告を行った日で取消となります。検認時に基準額を超えていることが確認できた場合、遡っての取り消しとなりますので、確定申告を行った被扶養者の収入については確定申告を行った際に確認しておいてください。

(4) 別居被扶養者への送金基準額不足のため

送金をしていない又は送金基準額(※)を満たしていないため、取消となりました。

※組合員の送金額が被扶養者の総収入(組合員及び他の者からの送金額を含む収入)の1/3以上

⇒送金額の基準を満たさなくなった場合は速やかに取消手続きを行ってください。

2. 令和4年度の検認における新型コロナウイルスワクチン接種業に従事する医療職の被扶養者の収入の確認について

別添「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」のとおり、医療職がワクチン接種業に従事したことによる給与収入は、被扶養者の収入に算定しないこととされています。

令和4年度の検認時に提出いただく所得証明書(令和3年1月～12月の収入が記載)に記載の収入額について、今回の特例に該当する賃金が含まれる場合は、収入に算定しないことを確認するため、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を提出していただきます。

既にワクチン接種業務の雇用が終了し、現時点で上記申立書を作成依頼できる状況であれば、現時点で事業者・雇用主へ証明を依頼し、受け取った証明を令和4年度の資格確認の際に提出していただけるよう大切に保管してください。

【問い合わせ先】

公立学校共済組合高知支部
共済班 組合員証担当
電話:088-821-4813

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の 収入確認の特例について

被扶養者認定及び被扶養者の資格確認の際に、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、臨時的な特例が設けられました。

令和4年度の検認の際等に、下記に記載の手続きが必要な場合がありますので、組合員への周知をお願いします。

特例の趣旨

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特段の事情を踏まえ、**医療職がワクチン接種業務に従事**したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際には収入に算定しないこととします。

特例の具体的な取り扱い

①対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

②対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

③手続書類

被扶養者認定または被扶養者の資格確認（検認）の際に、別紙「新柄新型コロナウイルスワクチン接種業務従事した際の収入に係る申立書」を提出してください。

※ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主から証明を受けてください。

④留意事項

- ・特例の対象となる医療職の有資格者であっても、**ワクチン接種業務以外の業務に従事した場合は特例の該当になりません。**
- ・インフルエンザウイルスワクチン等、**他の接種業務に対する賃金は対象となりません。**
- ・健康保険の被保険者となった場合は、対象者に該当しても被扶養者として認定できません。（取消手続きを行ってください。）
- ・**ワクチンの接種会場または医療機関の受付等は対象外です。**直接ワクチンの接種や予診、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。
- ・複数の事業所においてワクチン接種業務に従事した場合は、それぞれの事業所毎に申立書を作成してください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書

私の被扶養者が、今般の新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入については、下記のとおりとなりますので、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」を適用していただくよう申し立てます。

【申請者記載欄】

令和 年 月 日提出		
組合員 (申請者)	(フリガナ) 氏 名	
	組合員等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	組合員等記号・番号	

【ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）記載欄】

事業所所在地	〒 ー	
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号		
新型コロナウイルスワクチン接種業務へ 従事した期間		
新型コロナウイルスワクチン接種業務へ 従事したことによる収入額（実績額）	円	
※ 以下の全ての項目に該当していることを確認し、チェックして下さい。		
☐	1 対象となる被扶養者は、（ ☐ 医師、 ☐ 歯科医師、 ☐ 看護師、 ☐ 准看護師、 ☐ 薬剤師、 ☐ 救急救命士、 ☐ 臨床検査技師、 ☐ 診療放射線技師）として新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事しました。（※ 該当する職種をチェックして下さい。）	
☐	2 上記の収入額については、対象となる被扶養者が、新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入額で誤りはありません。	

※ 本申立書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や組合に提出する書類となります。

※ 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。